

平成 31 年 4 月

大阪府都市整備部 優良建設工事等表彰制度の改正について

1 対象業務

本表彰制度は、都市整備部が発注する建設工事等で、大阪府総務部契約局検査工事検査要領第 13 条の規定により成績評価が行われた建設工事及び同測量・建設コンサルタント等業務検査要領第 13 条の規定により成績評価が行われた測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）を対象とします。

2 対象案件

対象案件は、表彰の前年度に完成・完了した建設工事等とします。

3 表彰の種類

- (1) 都市整備部長表彰（以下「部長表彰」という。）
- (2) 発注機関（以下「事務所等」という。）の長による事務所長等表彰
- (3) 都市整備部審査員奨励賞（以下「審査員奨励賞」という。）
- (4) 部長表彰と事務所長等表彰は以下、部門ごとに表彰する。

	表彰部門	対象業種
工事 (6 部門)	土木一式	土木一式、とび・土工・コンクリート 浚渫、さく井、法面処理、水道（土木系）
	舗装	舗装
	橋梁上部	橋梁上部、プレストレス、 鋼構造物（橋梁補修）
	造園	造園
	塗装	塗装
	設備	機械器具、電気、電気通信設備、管、 鋼構造物（設備）、消防設備、水道（設備系）
委託 (3 部門)	建設 コンサルタント	建設コンサルタント、設備設計
	測量	測量
	地質調査	地質調査

4 審査基準

- (1) 検査成績点が80点以上であること。
- (2) 部長表彰及び事務所長等表彰は、部門ごとに検査成績点の上位から選出する。
- (3) 技術者表彰は、受賞した企業のうち特に優秀な技術者に表彰する。
- (4) 審査員奨励賞は、工事は現場の安全管理及び円滑な現場の遂行、委託は技術提案など創意工夫に尽力した企業に表彰する。

5.

- (1) 表彰の前年度から表彰の日までの間に「大阪府入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止、警告又は注意喚起の措置を受けた受注者の実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、受注者が共同企業体の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。
- (2) 表彰の前年度に完成・完了した都市整備部発注の案件において、検査成績点が64点以下を取得した受注者の実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、共同企業体が受注者の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。
- (3) 当該案件の成績評定において、法令遵守等、総合評価方式における技術提案の履行、または情報共有・電子納品の履行のいずれかにおいて減点措置を受けた場合は、当該案件を選考対象外とする。
- (4) 当該案件及び表彰の前年度から表彰の日までの間で都市整備部発注案件において、事故等を起こした受注者が実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、共同企業体が受注者の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。
- (5) 表彰の前年度から表彰の日までの間に重大な法令違反等があった受注者が実施した案件の場合は、当該案件を選考対象外とする。なお、共同企業体が受注者の場合で、いずれかの構成員がこれに該当した場合は、当該案件を選考対象外とする。